

議第64号

三島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年三島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第83条第6項中「入所させる」を「入居させる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月11日提出

三島市長 豊岡武士